

第166回鳥取県都市計画審議会 議 事 録

(令和8年3月5日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（12名）

青木美保子、黒田敏博、尾崎浩秀、塚根智子、福山敬、藤井忠篤、加藤紗也香、
門脇佳恵、山口創、前田早苗、吉田英人、島谷龍司

2. 欠席者（4名）

川中彰平、遠藤緑、川端彩華、山本芳昭

3. 説明のため出席した者

生活環境部くらしの安心局 島田局長、森山まちづくり課長、川原参事

4. 傍聴者

一般傍聴 6名、報道機関 8名、国・県・市 8名

5. 事務局

まちづくり課 前田係長、川本土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：令和8年3月5日（木） 午前10時30分から午前11時30分まで

場 所：とりぎん文化会館第3会議室（鳥取市尚徳町101-5）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 鳥取都市計画道路の変更について（本審議）

議案2 倉吉都市計画道路の変更について

議案3 岩美都市計画道路の変更について

（3）閉会

8. 会議議事

10:30 開会

(前田係長) ただいまから、第 166 回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日、御出席いただいております委員の皆様の出席者数でございますが、委員 1 名が遅れてこられるという連絡をいただいておりますが、現在 11 名ということで、全委員 16 名の 2 分の 1 以上の出席となっておりますので、当審議会が成立していることを御報告申し上げます。

はじめに、委員の方に異動がございましたので、新任の委員の方のお名前をお呼びいたしますので、一言御挨拶をお願いいたします。まず、学識委員であります 1 号委員の藤井忠篤様です。

(藤井委員) 藤井と申します。よろしく申し上げます。

(前田係長) 続きまして、学識委員であります 1 号委員の川中彰平様、市町村議会議長であります 4 号委員の山本芳昭様におかれましては、この度御都合により御欠席です。新任委員の御紹介は以上です。

続きまして、本日は傍聴に来られた方がおられますが、傍聴要領を定めておりますので、読み上げさせていただきます (傍聴要領の読み上げ)。

それでは審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部くらしの安心局長の島田が御挨拶を申し上げます。

(島田局長) 皆様、おはようございます。鳥取県生活環境部くらしの安心局長島田でございます。本日はお忙しいところ、第 166 回都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、早いもので今年の 7 月に南北線に係る予備審議をしていただきまして、8 ヶ月が過ぎようとしております。前回の会議で申し上げましたが、9 月に縦覧をさせていただき、11 月には本審議の会議を開催させていただきたいとお話をさせていただいたところですが、皆様御承知のとおり、地元の皆様に対して丁寧な調整を行うため、一旦縦覧を延期させていただき、地元の皆様と調整させていただきました。それを踏まえて、都市計画案の一部を修正させていただいております。

本日は、その都市計画案について御説明させていただきたいと考えておりますので、厳正な御審議をお願いいたします。皆様、よろしく申し上げます。

(前田係長) それでは、会議資料の確認をさせていただきます (会議資料を確認)。

それでは、会議を進めさせていただきます。議長の福山会長、進行をお願いします。

(福山会長) 福山です。よろしく申し上げます。議事に従い進行させていただきます。今回の審議会は事前に開催通知でお知らせしたとおり議案が 3 つございます。順に審議していきたいと思っております。審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただきたいと思っております。署名委員は加藤委員、それから前田委員をお願いしたいと思います。

それでは、議案第 1 号鳥取都市計画道路の変更について事務局より説明をお願いします。

(川原参事) 資料 1 で説明させていただきます。本議案は、1・4・2 号南北線の新規都市計画決定と、これに接続する既存の都市計画道路の 3 路線を変更するものです。

3 ページをお願いします。鳥取県都市計画審議会のルールになりますが、重要案件につきましては予備審議を開催することで、早い段階で都市計画審議会の御意見をいただき、意見を都市計画の案に反映させることとなっています。本議案は、資料中央部に赤字で示していますように、「都市構造に大きな影響を及ぼす都市計画の新規決定」となり、都市施設の「道路」に該当いたしますので、令和7年7月に予備審議を開催させていただき、本日が2回目の審議、本審議となります。

本日は、新たに御就任いただきました委員がおられますが、予備審議の内容について、本日の審議に支障のないよう事前に御説明させていただいておりますので御報告しておきます。

まず、前回の予備審議で御説明させていただきました事項につきまして、おさらいとして簡単に御説明させていただき、その後、本日御審議いただきたい内容につきまして御説明させていただきます。

4 ページをお願いします。議案の概要です。まず、新規決定の案件になります。路線名1・4・2南北線。1・4・2の番号は、表の下に破線で囲っていますように、自動車専用道路で、道路幅員が16m以上22m未満で、鳥取都市計画区域に同規格の道路として都市計画決定する2番目の道路という意味をもっています。位置は、鳥取市嶋～浜坂、延長約7,000m、道路の規格はすでに供用している山陰近畿自動車道と同じ第1種第3級、代表幅員18mの4車線としています。

次に、変更する路線になりますが、3・2・2号福部伏野線、3・3・4号停車場布勢線、3・4・5号丸山浜坂線の3路線で、いずれも新規決定します南北線と接続する路線でありまして、交差点部や取付け部に限り部分的な変更を行うものとなります。

5 ページをお願いします。南北線は図に赤丸で示している区間でして、山陰近畿自動車道と山陰道の鳥取西道路を結ぶ道路となっています。南北線ができますと、一部現道利用区間もございしますが鳥取県内の山陰近畿自動車道は繋がります。そして、山陰道とも繋がりますことで、鳥取自動車道にも繋がりますので、3つの高速道路ネットワークを結ぶ道路となります。南北線は、鳥取市街地におけます交通混雑の緩和や、道路の安全性の向上、産業活動や、観光におけるアクセス向上を目的としたものとなっています。

6 ページをお願いします。予備審議では、まず①になりますが、地域住民の意見を広く得るためアンケートやヒアリング、ワークショップを開催するなど、様々な取組みを実施してきたことを御報告させていただきました。そして、結果としまして②に記載していますとおり、交通渋滞、交通事故、災害時に機能する信頼性の高いネットワークの確保、など、地域交通の課題や必要性が浮かびあがりまして、③に記載します5つの政策目標を設定し、政策目標を達成するルート、インターチェンジを計画したことを御説明させていただきました。

7 ページをお願いします。④ですが、環境影響評価につきましては義務付けられる事業規模ではありませんでしたが、事業予定者が任意での環境影響評価を実施いたしまして、計画道路の沿道において概ね各基準を下回る予測結果であったことを御報告させていただきました。⑤になりますが、都市計画説明会、パブリックコメント、公聴会の開催などの、合意形成の場でいただきました御意見を御報告させていただきました。主なものとしましては、防災や環境、道路構造、周辺道路などについて御意見をいただいております。

8 ページをお願いします。ルート図になります。南側から北側に向かいまして、順に鳥取西JCT（仮称）、徳尾IC（仮称）、千代水IC（仮称）、晩稲IC（仮称）、江津IC（仮称）、覚寺IC（仮称）となります。徳尾、千代水、江津のインターチェンジにつきましては片方向の出入りとなります。インターチェンジ構造としています。4箇所、黄色の吹き出しで示していますが、これが南北線の新規決定以外の3路線の変更箇所となります。接続部の交差点部など、部分的な変更を要する箇所としまして

予備審議で御説明させていただいたところです。

9 ページをお願いします。道路の幅員構成ですが、概略図にてお示ししていますが、片側 2 車線の 4 車線構造となっています。ルートのおよむ区間が右側の図の橋梁部になります。以上が、前回予備審議で御説明させていただきました内容となります。

10 ページをお願いします。予備審議でいただきました御質問や御意見をまとめています。1 点目です。「ルート全体がわかる図面をいただきたい」とうことで、後日図面を送付させていただいております。2 点目です。「事業完了後の交通シミュレーションは実施していますか」との御質問でした。これにつきましては、事業化を検討される際に判断材料の一つとして実施される旨を回答させていただいたところですが、後日事業予定者に確認しましたところ、一般的には交通シミュレーションは実施しないとのことでしたので訂正させていただきます。3 点目です。開通の時期についての御質問でしたが、社会情勢や予算状況等により変わってきますので、お答えできないとお答えしております。4 点目です。「事業期間が長期間となるので、環境や交通、経済などの変化が予測されるが・・・」というお話がありました。大規模な事業では、定期的に評価を行いながら事業が実施されていくことを御回答させていただいております。5 点目です。暫定 2 車線で整備が進む可能性について御質問がありましたが、現時点ではわからないことを御回答させていただきました。6 点目です。事業で支障となる建物の数について御質問がありましたが、その場でお答えすることができませんでしたので、次回審議時での報告とさせていただきます。御報告させていただきますと、設計時の図面での戸数となりますが、住宅、事業所、倉庫、車庫等を合わせまして、約 110 棟が支障となります。7 点目です。「計画案は住民や事業所に概ね理解を得ているということでしょうか」と御確認がございました。これにつきましては、概ね理解はいただいているところでしたが、一部の地区からはルートの変更に係る御要望をいただいております、引き続き丁寧に説明していく旨を御回答させていただきました。最後になりますが、公告縦覧手続きを行うに当たっては、住民に十分な周知を行うよう御助言をいただいております。以上が、予備審議で各委員からいただきました御意見や御質問となります。

11 ページをお願いします。ここからが本日御審議いただきたい内容となります。予備審議では、9 月頃には都市計画案の縦覧を実施する予定であることを御報告させていただきました。都市計画案の縦覧を開始するよう準備を進めていったところですが、もう少し丁寧に説明し、御意見を伺う時間を要するとあらためて判断いたしました。縦覧を一旦取りやめさせていただきました。そして、交通安全上の観点より、配慮すべきと判断いたしました事項につきまして、素案を一部修正しておりますので、その点について御説明いたします。

図は江津 IC と既存の県道との交差点になります。モニターの方には、もう少し、わかりやすいようイメージ図をお示しします（モニターに表示）。江津 IC の位置ですが、左下の小さな図に赤色で示していますが、県立中央病院のそばの IC となります。そして、赤色の着色が南北線本線で、青色が南北線から出ていくオフランプ、黄色が県道から南北線へ入るオンランプとなります。この図は修正前の図面ですが、オンランプとオフランプは本線の下側、南側としていましたが、これを修正しまして、御覧のようにオンランプとオフランプを本線の真下に移動しましたことで、交差点が北側へ移動したことになります。南北線本線の線形につきましては、素案から変更はございません。

交差点の位置を修正いたしました理由ですが、左の図が修正前、右の図が修正後になります。図の上側、北側に学校がございまして、青いラインが通学ルートとなります。修正前の計画案では、通学生と南北線を利用します車両や、黄色で着色しています隣接する保育園の送迎車両と接触する懸念が示されました。交通安全上の配慮としまして、右図のように横断歩道の新設を今後検討することといたしました。

て、通学路を右側に変更し、交差点位置を南北線本線の真下に移動することで保育園への送迎車出入口が交差点内となりまして、通学生と車両を信号制御することで接触を回避しようとするものとなっております。

12 ページをお願いします。以上の交通安全上の配慮としました交差点位置の変更につきまして、当該地区の代表者や地区住民へ御説明させていただき、地区より本修正案で都市計画決定手続きを進めることについて了承を得ていることを御報告させていただきます。

13 ページをお願いします。そのほか軽微な変更となりますが、修正点について御説明いたします。当初、新たに建設される道路構造物の幅に合わせた区域を都市計画決定するようにはしていましたが、南北線本線とオン・オフランプの間に狭小な空白地が生じる箇所がありまして、これにつきまして、事業を進めるうえで必要用地と見込まれます箇所を区域に含むよう修正しています。具体的な箇所は図に示していますが、下側から徳尾 I C、千代水 I C、晩稲 I C、江津 I C、覚寺 I C となります。

14 ページをお願いします。例としまして、晩稲 I C の図で御説明します。左の修正前の図には、本線とオン・オフランプとの間に空白があります。ここを右図の修正後のように区域に入れるということです。素案からの変更した点は以上となります。

15 ページをお願いします。都市計画案の縦覧について御説明いたします。縦覧を実施するにあたりまして、鳥取県公報や鳥取市報への掲載、県のホームページであります「とりネット」への掲載を行いました。その他、報道機関へ資料提供を行いまして、複数社より報道いただいております。縦覧の場所は、県庁に加えまして、より市民に身近な窓口であります市役所、そしてHPでも縦覧ができるよう配慮いたしました。結果ですが、合計 40 名の方の縦覧がありまして、また、参考となりますが、縦覧するHPへのアクセス数は延べ 1,183 人でした。いただいた御意見は 6 件となっております。

16 ページをお願いします。提出のありました 6 件の意見書の概要と、これに対します対応について御説明いたします。

まず、①②と同じ内容の意見書の提出がありました。「敷地の一部買収では、事業の継続が困難となる可能性があるため、隣接する関連会社との一体的な移転補償、建物・設備補償、営業補償を要望する」といった意見でした。また、③は、「新たな道路によりまして水田が分割され、残地となり、耕作が困難となるため、所有地の全筆を買い上げてほしい」というものでした。④につきましても、「水田の一部買収により残地ができ不便が生じる」「不整形な水田が形成され、耕作機械の出入りに支障があるほか、影となり日照時間が短くなる」「工事期間中に耕作ができないため、所有地の全筆の買い上げをしてほしい」というもので、これらの御意見は補償に関するものでした。用地等の補償につきましては、事業化後に用地補償調査等を行いまして、個別で御説明をさせていただくこととなります。

④の 2 段目になりますが、「事業化後の測量調査から開通までのスケジュールが知りたい」とのことでした。これにつきましては、現時点では事業予定者からはスケジュールが示されていないため、不明となっております。今後、事業化された後には、事業予定者の方からスケジュールが示されるものと聞いています。

⑤ですが、「鳥取西 I C から国体道路までの高架下に小規模な道の駅、トイレ、休憩所、給油所、農産品の販売所などの整備」を御要望でした。これにつきましては、都市計画決定とは直接関係のないものではありませんが、今後の参考とさせていただきたいと思えます。

最後に⑥になります。「通学する小中学生が江津 I C を出入りする車両や保育園への送迎車と交錯して大変危険、また、南北線と接道する県道は、ハザードマップによると水没するため、非常時に緊急車両は県立中央病院へたどり着けません、よって、南北線本線を北側の浜坂寄りに移動してほしい」とい

うものでした。これにつきましては、先ほど、都市計画素案を修正した点を御説明させていただきましたとおりでございますが、交通安全の対策としまして、交差点の位置について都市計画案を見直したほか、事業化後に横断歩道の新設等の対応について引き続き協議するという事で、地区から、都市計画決定手続きを進めることについて了承を得たところです。また、県立中央病院への緊急搬送等に係る浸水対策についてですが、高架・盛土構造の国道9号から中央病院に直接アクセスできるため、緊急搬送等にも支障が生じないよう対応ができています。

以上、複数の御意見をいただきました。都市計画案の変更を要する御意見はありませんでしたが、いただきました御意見については、参考として事業予定者に伝えさせていただき予定としています。

17 ページをお願いします。関係機関協議の実施状況についてです。①の市への意見聴取です。令和8年2月26日に鳥取市へ協議いたしまして、令和8年3月4日に鳥取市より異存のない旨の回答を得ております。そのほか、②の国土交通大臣への事前協議、③の道路管理者への協議と行いまして、いずれも記載していますとおり、異存のない旨の回答をいただいています。

18 ページをお願いします。今後のスケジュールですが、本日答申を得られましたら、国土交通大臣への協議を行いまして、4月中旬から5月頃を見込んでいますが、協議が整い次第、都市計画決定を行いたいと考えています。説明は以上になります。

(福山会長) ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、或いは質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

(尾崎委員) 11 ページの、江津 I C 交差点を修正したとのことですが、保育園の出入口の兼ね合いについて少し心配に思います。保育園と協議は行っていますでしょうか。また、危険を伴わないよう保育園の出入口の変更について、今後も協議の余地はありますでしょうか。

(川原参事) 一部の関係者とはお話をさせていただいているところではございますが、詳細な設計は今後事業化された後にされますので、その上で必要な安全対策については引き続き協議され、その中の一つとして、保育園の方ともお話をさせていただき、出入口についても調整をさせていただくこととなりますので、今後も変更の余地はあると考えています。

(福山会長) ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(島谷委員) 13 ページにインターチェンジの仮称名が記載されていますが、恐らくインターチェンジが所在する所在地名を仮称されているかと思えます。晩稲インターチェンジは、所在地は賀露です。開通した場合、賀露などの観光地へのアクセスに利用されると思えます。「賀露・晩稲 I C」などわかりやすい名称を是非、検討していただきたいです。

(川原参事) わかりました。ご意見を承りました。

(福山会長) その他いかがでしょうか。

(吉田委員) 住民の皆様方の意見は非常に大事だと思います。意見を計画に反映させるということも非

常に大事です。本日の御挨拶の中で「地元へ丁寧な説明」というお話があり、計画案の変更点の説明もありましたが、縦覧期間に40人の縦覧者、6件の意見書があったと御説明がありました。相対的には関係者の皆様の意見がこれの中にあると思いますが、鳥取県として、これほどの大きな事業に対してこれだけの意見数であったことについてどのように感じておられますか。

(川原参事) これまでに都市計画の素案を県の方で受け取りましてから、様々な意見聴取を重ねて参りました。例えば、パブリックコメント、大規模な説明会、地区毎の説明会など細かく行ってきました。都市計画決定手続きを進めて以降も一旦縦覧を立ちどまり、更に地区へ丁寧な説明をさせていただいてきたところですよ。その上で、40名に縦覧いただき、更にホームページには千人を超える方にアクセスしていただいたことから、皆さんには非常に興味を持っていただいたと思っています。その上で、意見書が6件、そのうち都市計画案の変更を要望する意見は1件ということで、これまで丁寧な説明に努めてきた成果であったのではないかと思います。

(福山会長) 黒田委員お願いします。

(黒田委員) 南北線の幅員は4車線ということですが、単純に計算すれば、道路幅が4.5mぐらいです。鳥取道をよく利用しますが、2車線では緊急車両の通行や堆雪を考えると非常に狭いと感じます。路肩など全体的に幅員が狭いと感じるドライバーが多いと聞いています。南北線は4車線ということですが、道幅が狭く感じたり事故が多発するなど危険性のある道幅であれば、もう少し幅を広くしてほしいといった要望もあるのではないかと思います。開通した後に起こる災害、渋滞等々もシミュレーションの中で検討していかなくてはならない問題だと思います。

もう1点、先ほどインターの名称の話がございました。以前、中国地方などと同じインターの名前があった場合、カーナビなども含めて誤解を招くので同じ名称にすることは難しいと、国交省からお話があったのを思い出しました。今後、各地域からインターに関する名前の要望も出てくるのではなかろうかと思っています。

(川原参事) 1点目の道路の幅員ですが、道路構造令に基づいて決定しておりますので変更は難しいと思います。お話の中でありました交通安全上、防災上の御心配な点につきましては、事業者にお伝えしたいと思います。2点目のインターチェンジの名前については、名称は、事業者が一方的に決めることはないと思います。今後、事業者と地元の皆様で調整しながら名称決定されるものと考えてます。

(福山会長) その他、いかがでしょうか。

(山口委員) 予備審議で開通時期について質問があり、社会情勢等によって変わるのでお答えできないと回答がありましたが、生活されている方からすると、移転しないといけなとか、農業をやっているのか、土地を渡さなければならないとか、など今後のことを考えると、やはりある程度のスパンが示されないと生活の見通しが立たないと思います。事業化されればある程度見通しは示されると思いますが、生活している方からすると大事な点なので、真摯に対応していただければと思います。

(福山会長) その他いかがでしょうか。

(藤井委員) 南北線につきましては、鳥取市ではよく知られているところですが、鳥取市から離れた倉吉市などでは知らない人もいます。県中部から中央病院に行く人が増えていますが、行き方がわからないと言われる方もいます。それから、鳥取砂丘コナン空港に行く場合、青谷インターを降りて一般道で行く人もいますので、南北線が出来れば、県中部の方にとっても便利になるのではないかと思います。また、広域的な観光として中部のコナン関係や美術館と但馬までが繋がるようになり、スムーズにつながる道になると思います。さらに言えば、京都にも行ける夢のある道になると思います。もっと県中部の方にも南北線を広報していただきたいと思います。

(川原参事) 事業化されれば、そのような広報もいろいろとしていただければと思いますので、御意見がありましたことは事業者にお伝えしたいと思います。

(福山会長) その他、御意見いかがでしょうか。門協委員お願いします。

(門協委員) 都会と違い自動車道が生活道路と交差する箇所が本当に多いと思うのですが、今後、高齢化率が高くなっていくので、社会問題となっています「逆走対策」を検討していただきたいと考えます。車を運転しているとヒヤッとする場面もありますので。御参考になればと思います。

(川原参事) 逆走対策等につきましては、今後、事業化され設計を進めるうえで、警察等と協議しながら進めていくこととなります。

(福山会長) その他、御意見いかがでしょうか。御意見ございませんようでしたら、決議に入りたいと思います。いくつか、今後参考になる御意見をいただきました。ありがとうございました。それでは、本案は原案どおり可決するという事でよろしいでしょうか。では、議案第1号は可決させていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは引き続きまして、議案第2号、倉吉都市計画道路の変更について、事務局より説明をお願いします。

(川原参事) 資料の2をお願いします。本議案は、倉吉都市計画道路3・4・9上井羽合線の変更について御審議いただくものです。

2ページをお願いします。路線名は3・4・9号上井羽合線で、数字の3・4・9は、一番下の破線枠で囲んでいますとおり、幹線道路として計画する、道路の幅員が16m以上22m未満の倉吉都市計画区域に指定します9番目の都市計画道路となっています。位置は倉吉市上井～清谷町で、延長3,860m、2車線の道路です。

3ページをお願いします。路線の概要です。図の方に青字でお示ししていますが、①小田橋の拡幅、②土地区画整理事業の竣工、③倉吉駅の自由通路の竣工、④鳥取看護大学の開学などによりまして、倉吉駅周辺、主に駅の北側になりますが、都市環境や土地利用が変化したことを背景にいたしまして、平成27年に倉吉駅から鳥取看護大学入口までの1.2km区間の道路を新たに都市計画決定したものです。

4ページをお願いします。現在の事業の実施状況について御説明します。左の赤丸が倉吉駅となりまして、倉吉駅から東方向、図の右方向に1.2km区間が当該事業区間となります。そのうち、倉吉駅か

ら 860m 区間につきましては工事は概成してしまして、その東側 340m 区間について、現在工事中となっております。令和 8 年度中の事業完了を目指しまして、事業を進めているところでございます。

5 ページをお願いします。この度の変更の概要を御説明いたします。現在、工事中の区間になりますが、左上の写真に法面の上方を赤色で表示してありますが、ここの部分で転石が確認されました。下の「転石状況写真」がアップで撮影したものとなります。この度の変更は、この部分を新たに都市計画道路の区域としまして、転石の落下を防止する対策工事を実施しようとするものです。

6 ページをお願いします。対策工事についてですが、イメージ写真のように転石が道路や近接します鉄道区域に落下しないよう、鋼製のロープや金網、そしてアンカー（杭）で固定するロープ伏工としております。以上がこの度の変更の内容になります。

7 ページをお願いします。関係者説明、協議、縦覧についてです。関係地区への説明、そして市町村、道路管理者への意見聴取、いずれにつきましても反対意見はなく、異存ない旨を確認しております。都市計画変更案の縦覧につきましては、閲覧者 1 名、意見なしとなっております。

8 ページをお願いします。今後のスケジュールですが、本審議会でご承認いただければ、3 月下旬頃には都市計画決定告示を行いたいと考えております。説明は以上になります。

（福山会長）本案につきまして、御意見ございましたらお願いします。

（藤井委員）この道路ができますと、松崎から坂を超えて倉吉市内に入る県道との接続点が難しいところで、短大・看護大学から降りる道と接続して非常に危ないなと思います。信号機があればいいのではと地元では言っています。倉吉市から東郷へ向かう車も交通量が増えると思いますし、信号機を設置するなど、どのような安全対策が行われるのか、お聞きしたいです。

（川原参事）都市計画決定後、詳細設計を実施した段階で、安全対策の方針は、警察等協議において決まっているとは思いますが、その詳細な内容を把握しておりませんので、後日、確認して御報告させていただきます。

（福山会長）後日、報告をよろしく願いいたします。その他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、本審議案第 2 号を可決するという事でよろしいでしょうか。では、議案第 2 号は可決させていただきます。

続きまして、議案第 3 号岩美都市計画道路の変更について、事務局より説明をお願いします。

（川原参事）資料の 3 をお願いします。本議案は、岩美都市計画道路につきまして、都市計画道路の見直しによります 2 路線の一部廃止について御審議いただくものです。

2 ページをお願いします。都市計画道路の見直しについて御説明させていただきます。道路計画を都市計画決定しますことで、事業が進めやすいよう、個人の土地に一定の建築制限が課せられることとなります。しかしながら、都市計画決定後に様々な要因によりまして、未着手のまま長期間経過している都市計画道路がございまして、事業着手できない状況で私権に制限をかけることは適切ではないということから、社会情勢の変化や住民の意見を踏まえまして、あらためて都市計画道路として存続させる、或いは廃止するなど、見直しを進めているものです。この都市計画道路の見直しは、平成 21 年頃より、本県独自の取組みということではなく、全国的な取組みの中で進めているものです。次の 3 ページ

に、県がこれまでに見直しを行いまして廃止に至った事例を一覧に記載しています。

4 ページをお願いします。この度、岩美都市計画区域におけます都市計画道路の見直しを行いました結果、①に記載しています都市計画道路大谷浜中央線の一部区間を廃止し、併せて、接続する都市計画道路、②に記載しています駒馳山浦富海岸線になりますが、交差点形状部2箇所を削除を行うものでございます。①②のいずれの場所も、岩美町の大谷地区内になります。

5 ページをお願いします。図の方で、この度の変更内容を説明させていただきます。図は、岩美町の大谷地区周辺の航空写真になります。中央部を横方向に走っています、濃い青色で表示しています道路ですが、これが旧国道178号の幹線道路で、都市計画道路駒馳山浦富海岸線になります。この駒馳山浦富海岸線から北側、日本海側が大谷地区の集落となっていて、集落内と幹線道路を結ぶ都市計画道路として、昭和25年当時に3本の路線が計画されました。しかしながら、平成26年に山陰近畿自動車道、水色で図示していますが、自動車専用道路、大谷ICが供用し、新たな道路交通ネットワークが形成されまして、主要な交通の流れが黄色矢印で示しますような大谷ICと大谷地区を直結するような流れに変化いたしました。そういったことで、図の左になりますが、黄緑色の町道は、岩美町の方で既に廃止されていまして、県もこの度、赤色の破線で示しています大谷浜中央線の660m区間を廃止しようとするものです。赤色の実線で示しています区間につきましては既に整備済となっています。そして、既に廃止している町道、この度一部区間を廃止する大谷浜中央線が駒馳山浦富海岸線との交差する部分、オレンジ色のマルで示しています2箇所になりますが、交差点形状部を併せて削除いたします。例として図の左下に拡大したような図がありますが、この黄色い部分を計画から除外するということです。なお、現況交通量では混雑はないこと、また、将来交通量推計におきましても混雑はしない予測となっていることを確認しています。

6 ページをお願いします。大谷浜中央線についてですが、図左側の整備済区間と右側の廃止区間とでは、道路幅員が異なっています。これまで、本路線の代表幅員は、廃止区間側の15mとしていましたが、この度の廃止で代表幅員は整備済区間の11mが適用されることとなります。従いまして、3・5・7号大谷浜中央線が3・6・4号大谷浜中央線と名称が変更となります。番号の3が幹線街路、6が幅員8m以上12m未満の道路、4が岩美都市計画道路における4つ目の同規格道路という意味をもちます。

7 ページをお願いします。住民、関係者説明、縦覧の実施状況になります。関係地区への説明、そして市町村、道路管理者への意見聴取、いずれにつきましても反対意見はなく、異存ない旨を確認しています。都市計画変更案の縦覧につきましては、閲覧者、意見なしとなっています。

8 ページをお願いします。今後のスケジュールですが、本審議会で御承認いただけましたら、3月下旬頃には都市計画決定告示を行いたいと考えています。説明は以上になります。

(福山会長) ただいまの事務局の説明につきまして、質疑や御意見はございますか。特に御意見ないようですので、本案は原案どおり可決したいと思います。

これをもちまして質疑は終了いたしました。進行を事務局へお返しします。

(前田係長) 議案第1号の鳥取都市計画道路の変更になりますが、本日の議案に関連しますアクセス道等の市道について、市に都市計画決定手続きを進めていただきますよう、本審議会より市へ申し送りをしたいと思いますので御承知ください。

それでは、以上をもちまして第166回鳥取県都市計画審議会を終了いたします。